

相談者のプロフィール

生年月日 1962/04/24	性別 女	国籍 ペルー	雇用形態 派遣?	業種 不明	職種 プレス・工員
在留資格 日本人の配偶者等			雇用に関する補足情報 時給800円 残業毎日1.5時間		

傷病情報

傷病名1 右手示指挫滅創	傷病名4
傷病名2 右手示指末節骨折	傷病名5
傷病名3	

被災状況の詳細

被災時刻 14:00 経験 5月 死傷病報告提出までの期間 不明 受付時間差 6日

プレス加工中、加工部品を作業台上に置いた時にねじで固定されているはずのプレス機械部品が上から落下して右手全体の上に落ちた。

(本人の説明)  
プレス機で10cm×4cmくらいの物品(何かはわからない)を加工中に、上の方(金型?日本人セクションチーフがセットした)が突然落下し、右手の親指を除く4本に当たり、その中で人差し指が一番ひどくけがをした。

改善のポイント

- > 機械安全(危険部分のカバー、加工材料供給方法の改善)
- > 作業安全の確保(作業開始時の点検の徹底)
- >

組合による違反の主張

[民415] 安全配慮義務	[則131] プレス等による危険の防止	[則131の2] スライドの下降による危険の防止
	[則134の3] 定期自主検査	[則136] 作業開始前の点検

労災補償の詳細

労災補償支給	支給	後遺障害級	12級
障害補償一時金	836,316	年金	
障害特別支給金	200,000	年金年額	
障害特別一時金	0	特別年金年額	

労使交渉の結果

解決時間	403日
解決金等	解決金 1,966,180円

相談者のプロフィール

生年月日 1946/04/26	性別 男	国籍 韓国	雇用形態 請負?	業種 清掃業	職種 タンク清掃工
在留資格 OS			雇用に関する補足情報 日給10,000円		

傷病情報

傷病名1 左環指末節骨開放骨折	傷病名4
傷病名2 左手指(環指DIP近位末節で)切断	傷病名5
傷病名3	

被災状況の詳細

被災時刻  経験  死傷病報告提出までの期間  受付時間差

ストレーナー(ろ過装置)の滞油処理を行うために、2名の作業員がストレーナーのふたを外し、さらに内部の網を外そうとしたが重くて持ち上がらなかった。これを見ていた階段上の作業員(被災者)が手伝おうと思い配管の上に足を乗せたところ、既にアンカーボルトが外されていたストレーナー及び切断されていた配管部が5~10度くらい傾き、被災者が階段の上に置いていた左手に、配管のバルブスピンドル部が当たり受傷した。

(本人の説明から)

石油プラントの解体作業中の事故。8時30分から仕事の段取りをはじめ、10分後くらいにけがをした。タンクに油が残っているとと言われて、油をとり除こうとして、ホースを引っ張ってきたが長さが足りないのので、下に降りてもう少し引っ張ろうと階段に手を置いた時、左手第4指に6Bバルブ(一番大きい)が落ちてきてけがをした。丸い形で4指だけに当たった。

改善のポイント

- > 作業安全の確保(同僚による監視、安全な足場、危険部位の表示)
- >
- >

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給 <input type="text" value="支給"/>	後遺障害級 <input type="text" value="12級"/>
障害補償一時金 <input type="text" value="1,239,420"/>	年金 <input type="text"/>
障害特別支給金 <input type="text" value="200,000"/>	年金年額 <input type="text"/>
障害特別一時金 <input type="text" value="0"/>	特別年金年額 <input type="text"/>

労使交渉の結果

解決時間 <input type="text" value="373日"/>
解決金等 <input type="text" value="解決金 3,640,000円"/>

相談者のプロフィール

生年月日 1972/06/03	性別 女	国籍 ペルー	雇用形態 [ ]	業種 食品製造	職種 調味料計量
在留資格 定住者			雇用に関する補足情報 社会保険なし		

傷病情報

傷病名1 右示指・中指挫創・伸筋腱断裂	傷病名4 [ ]
傷病名2 [ ]	傷病名5 [ ]
傷病名3 [ ]	

被災状況の詳細

被災時刻 9:10 経験 14月 死傷病報告提出までの期間 不明 受付時間差 310日

ニラをスライスする機械の刃の手前に、ニラが詰まってしまったため、取り除こうと手を伸ばしたところ、止まっていた刃に触れてしまい、右手の人差指・中指・薬指の3本を切ってしまった。

(本人の説明)

手を伸ばした時に、ベルトコンベヤーに手を運ばれる形になった。機械の刃は止まっていなかった。ニラのスライス、この日**応援で入った仕事**。普段は調味料の重さをはかっている。

前日に機械を分解しておく。朝来た人が組み立てる。他の人は、7時に会社に入る。ペルー人1人、ブラジル人3人くらい、日本人1人。その人たちの誰かが組んでいる。組む時にカバーをつけなかったんだと思う。

カバーがあればけがをしなかった。時々応援に行くけれど、カバーがついていた。自分は組んだことがない。カバーがないと危険だという説明を受けていない。危険だということを知らなかった。その日は急ぎの仕事ということで、応援に行って、カバーがないとかは考えている状態ではなかった。

(相談に至る経緯)

入院1ヵ月。受傷後9ヵ月目の頃、労災8号様式を会社に渡しに行ったところ、会社に呼び出された。いろいろと言われたが言葉が良くわからず、その翌日労働プラザで相談。さらにその翌日、再度会社で話した。「何か月も会社に顔を出さないで何なのだ」「会社のことでけがをしたのだから会社が見に来てくれるべきではないか」「そうですね、入院しているのは知っているけれど、あなたが会社に出てくるのが筋だ」「8号を受け取りました。あなたは調子が良いのだから働かないとお金を受け取れませんよ」「まだ痛いのにどうして仕事ができるのですか」「左手でできるでしょう」「左手なら仕事はできるけれど、重いものの仕事はできません」「あなたは命令を聞かないといけません。仕事をするかどうかわからないので、この書類を止めました。これはハンコを押しますが、今度からは押しません。仕事に入れば契約します。しなければ契約はありません。病院に行って、仕事ができない証明書をもって、市役所に行きなさい」

改善のポイント

- > 機械安全(危険部のカバー、安全装置の設置・整備)
- > 安全な作業方法の徹底/教育(とくに非常作業での安全)
- > 始業時点検の徹底

組合による違反の主張

- [民415] 安全配慮義務
- [法59] 安全衛生教育(雇入れ時)
- [則35] 雇入れ時等の教育
- [則131] プレス等による危険の防止
- [則151の78] コンベヤー非常停止装置

労災補償の詳細

労災補償支給	支給	後遺障害級	10級
障害補償一時金	1,635,330	年金	[ ]
障害特別支給金	390,000	年金年額	[ ]
障害特別一時金	0	特別年金年額	[ ]

労使交渉の結果

解決時間	690日
解決金等	解決金 5,735,901円

相談者のプロフィール

生年月日 1971/08/28	性別 男	国籍 ペルー	雇用形態 派遣	業種 建設業	職種 建設現場で使う鉄筋・針金等を作って
在留資格 定住者	雇用に関する補足情報 時給1400円(残業1650円) 残業1日1時間以内 社会保険あり				

傷病情報

傷病名1 右中指末節骨折	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

被災状況の詳細

被災時刻 14:45 経験 9月 死傷病報告提出までの期間 不明 受付時間差 10日

鉄線材を巻きとる工場で、コイル状に結束した鉄線材(28kg)を立て懸ける作業中、鉄線材が倒れそうになり、手で支えようとしたところ、倒れてきた鉄線材に指を挟まれた。

(本人の説明)  
鉄筋(直径2cmぐらい)を機械で直径1.5mぐらいにドーナツのように束ねて、5~6か所を針金で留める。長さによって何箇所かが違う。これをクレーンでつって10メートルぐらい移動して、何個か並べる作業をする。他の人がまとめてフォークリフトで運んでゆく。クレーンにひっかける部分を右手で握っていた時、これが自分の方に倒れてきて、品物と?の間に指を挟んでけがをした

改善のポイント

- > 作業安全の確保(資材の安定、複数での作業、補助具の使用など)
- > 安全な作業方法の徹底/教育
- >

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	支給	後遺障害級	
障害補償一時金		年金	
障害特別支給金		年金年額	
障害特別一時金		特別年金年額	

労使交渉の結果

解決時間

解決金等  
250,000円 労災保険法の休業補償給付金の前払い金として

相談者のプロフィール

生年月日 1980/10/17	性別 女	国籍 パラグアイ	雇用形態 派遣・請負?	業種 電子部品製造	職種 工員
在留資格 定住者			雇用に関する補足情報		

傷病情報

傷病名1 左頰肩腕障害	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

被災状況の詳細

被災時刻  経験  約5年 死傷病報告提出までの期間  提出なし 受付時間差  233日

約40cm×約15cm×約15cm、重量約1kgの電子機器部品を、1日に700～750個組み立てる作業を、20時から8時の夜勤で1年くらい行って発病した。部品組み付け中は、筐体は机の上におかれるが、台車から机まで筐体を片手で扱うのが特に負担が大きかった。

(本人の説明)

就業4年目頃よりずっと痛かった。左の首から手首にかけて、重たい感覚、しびれる感覚あり、眠るのも困難。睡眠薬を使っても十分眠れない。全く手に力が入らない時もある。

就業後3年7カ月～4年は電子部品の検査(2交代);就業4年～6年は電子部品の組み立て(2交代→日勤→就業4年9カ月頃より夜勤)。所定労働時間は20時～5時;残業3時間(ずっと);休憩10分、30分、10分。土・日休み(ただし土曜日は明けとなる)。

1日中組み立て作業:ラインの先頭で台車から部品を受け取る;バーコードを貼る;目視検査;部品の組み付け;検査;右隣に渡す。作業姿勢は立位、顔はずっとうつむいたまま。特にきつかけなく、痛みが肩から始まり、しだいに広がって行った。台車から部品をもってくるのがつらい。台車は4段。最上段から取るのが特にきつかった。就業5年9月でけいわんの診断書が出るまで、残業を断ることができなかった。仕事に慣れている分、自分に集中していた。他の人がやりたがらない作業を担当することになった。有休なし。2日休むとクビと言われていた。仕送りを続けるために止められなかった。

改善のポイント

- > 適切な作業の管理(作業時間、作業密度、作業量)
- > 作業方法の改善(作業姿勢、工具など)
- > 十分な休憩と疲労の回復策

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給 <input type="text"/>	後遺障害級 <input type="text"/>
障害補償一時金 <input type="text"/>	年金 <input type="text"/>
障害特別支給金 <input type="text"/>	年金年額 <input type="text"/>
障害特別一時金 <input type="text"/>	特別年金年額 <input type="text"/>

労使交渉の結果

解決時間 778日
解決金等 1,800,000円 企業内補償による解決金支払い 1,261,440円 労災保険手続き遅れを補償

相談者のプロフィール

生年月日 1974/10/23	性別 男	国籍 ペルー	雇用形態 派遣	業種 自動車部品製造	職種 スポット溶接工
在留資格 OS(偽造入国)			雇用に関する補足情報 就業時間 8:00~17:00 残業1時間、時給1,250		

傷病情報

傷病名1 左拇指挫滅創	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

被災状況の詳細

被災時刻 8:30 経験 4日 死傷病報告提出までの期間 3日 受付時間差 3日

スポット溶接機の下治具にシャフトとプレートを設定した際に、足が足踏みスイッチに乗っていて、誤って踏んでしまったために、上治具が下降して、部品を設定していた左手親指を挟み負傷してしまった。

(本人の説明)

組み立ての仕事として入社。二日目まで組み立てをやったが、三日目にスポット溶接、四日目は組み立てが一人休んだので、組み立ての仕事をするように言われた。5日目の事故で、事故になった作業は2日目(と同じ?)。

ペルー人の上司(係長)が来てこの作業を教わった(1時間くらい)。部品を設定した時、部品が安定していないので押さえるが、指が機械にかかっている、ペダルを踏んで上から下りてきた機械に挟まれた。

四日目の仕事が終わってから、係長に組み立ての仕事をしてほしいと言った。係長は考えますと言った。5日目(けがをした日)、今日どこに行きますかと聞いたら、スポットに行ってくださいと言われた。

スピーディにやらなくてはいけなくて、小さい部品を300個くらいを速くやる。繰り返しやっているうちに、手が機械の溶接の部分にかかっていたらしく、血が出てきて怪我をしたことに気付いた。軍手をしていた。痛みを感じなかった。救急車で東海大病院を受診し、手術となった。

改善のポイント

- > 機械安全(危険部のカバー、安全装置の設置・整備)
- > 安全な作業方法の徹底/教育
- > 作業経験に基づく人員の適切な配置

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	支給	後遺障害級	14級
障害補償一時金	555,072	年金	
障害特別支給金	80,000	年金年額	
障害特別一時金	0	特別年金年額	

労使交渉の結果

解決時間  
中断・詳細不明

解決金等

相談者のプロフィール

生年月日	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
在留資格			雇用に関する補足情報		
<input type="text"/>			<input type="text"/>		

傷病情報

傷病名1	<input type="text"/>	傷病名4	<input type="text"/>
傷病名2	<input type="text"/>	傷病名5	<input type="text"/>
傷病名3	<input type="text"/>		

被災状況の詳細

被災時刻  経験  死傷病報告提出までの期間  受付時間差

改善のポイント

- >
- >
- >

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	<input type="text"/>	後遺障害級	<input type="text"/>
障害補償一時金	<input type="text"/>	年金	<input type="text"/>
障害特別支給金	<input type="text"/>	年金年額	<input type="text"/>
障害特別一時金	<input type="text"/>	特別年金年額	<input type="text"/>

労使交渉の結果

解決時間	<input type="text"/>
解決金等	<input type="text"/>

平成 21 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業  
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と  
参加型手法による予防対策の確立」  
分担研究報告書

外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のための  
ケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

分担研究者 吉川 徹 財団法人労働科学研究所

研究要旨：本研究は非正規労働者の一典型としての外国人労働者に焦点を当て、その労災・職業病リスク低減のためのケーススタディ支援ツール群および教育プログラム開発のための基礎的資料の収集・分析を目的とした。本年度は(1)文献等による労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例(Sentinel case)の抽出と整理、(2)現場で実効性のある対策を立案できる労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討、(3)国際潮流を視野に入れた外国人労働者支援、小規模事業場における安全衛生活動の進め方に関する基礎的情報収集の3つの研究を実施した。(1)外国人労働者・非正規労働者支援に取り組んでいるNGOが発行する機関紙に掲載された1988年から2010年3月までの労災・職業病に関する記録から、外国人労働者288件、非正規労働者115件の記事が確認され、教育プログラム開発に有用な警鐘的事例(Sentinel cases)として外国人労働者は13事例、非正規労働者は9事例を抽出した。警鐘的事例の特徴として、外国人労働者では、1)明らかとなった事例はオーバーステイ中の事例が多い、2)男性の事例が多い、3)南アジアからの出稼ぎ労働者の事例が多い(90年代)、4)製造業、特にプレス関連の災害の事例・四肢切断の事例が多い(90年代)、5)労災申請関係の相談が多い、6)中小事業場での災害、7)腰痛・うつ状態など、作業関連疾患も増加傾向にあるなどが指摘された。各警鐘的事例の分析から、切断事例では安全教育・安全指示の不足、コミュニケーション不足、外国人・非正規労働者への差別の存在、日本人と外国人とで対応が異なる制度運用上のダブルスタンダードの存在が推測された。(2)参加型トレーニング手法を用いたNGO支援(労働組合)による参加型職場改善研修のプログラムを開発した。労働者の作業関連リスクに対する改善提案を行うための4領域と、17項目のチェックポイントを整理した。2009年10月の試行結果から、良好事例の活用が重要で、問題解決型の参加型研修の実施で、効果的な改善提案に結びつくことが確かめられた。(3)欧州で2009年10月に開催された「小企業を理解する国際会議USE2009」で討議された情報から、外国人労働者・非正規労働者の支援のための小企業の安全保健支援のための6つの視点を整理した。これらの研究結果をもとに、来年度は具体的なケーススタディ支援ツール群・教育プログラムの開発と実施を行う。

研究協力者

小木和孝(財団法人労働科学研究所研究部・主管研究員)

松浦俊一(北海道勤労者安全衛生センター・事務局長)

飯田勝泰(特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター・事務局長)

本社会での労働生活を営むための様々な課題に関心が高まっている(久永2007、吉川2007a-c)。

一方、わが国では一部の外国人労働者が、労働安全衛生上課題の多い脆弱な労働者集団と考えられ、特に、多くの場合非正規雇用として扱われている場合では、雇用の不安定さ、コミュニケーションの問題、医療・福祉サービスへの近接性の問題等、就労にあたっての雇用継続、安全健康の確保には多くの課題が指摘されている(中元2007)。これまで、外国人労働者の健康支援に必要な課題として、久永は出稼ぎ・移住労働者の安全衛生は、多数の国が関わる課題であり、日本の課題としては、国際協力、労働者の実状把握、安全衛生対策の充実、日本語習得支援等が重要と指摘している(久永2007)。日本産業衛

A. 研究目的

外国人労働者が安心して安全に健康的に労働生活を営むことの重要性が国際社会における重要な課題となっている。特に、日本では経済のグローバル化とともに、インド、中国などの新興工業国からの外国人労働者が近年増加し、外国籍をもつ労働者が日



生学会労働衛生国際協力会でも 2007 年に本課題が取り上げられ、第 24 回研究会の参加者 40 名による討議の結果、緊急的課題として、1) 企業内良好事例の交流、2) 職場内交流の場を増やす、3) 産業保健スタッフが自事業場の現状を知る、4) 事業主への教育、5) 不明確な実習生・研修生制度の廃止・見直し、6) 国別外国人組織・支援 NPO の強化、7) 労働衛生国際協力研究会の活性化、8) 学会活動でケースレポートなど取り上げる、9) 移住労働者の健康安全に関する情報の共有化などが指摘された。長期的課題としては、1) 受け入れシステム・法整備：移住労働者受け入れシステムの整備、研修生制度の廃止、最低労働条件の改善、労働に関する法整備、補償・保障制度の利用、健康保険への加入、2) 現場改善課題：作業手順の整備・安全教育の必須化、対策良好事例・良好雇用企業の紹介、3) ネットワーク化と情報共有：情報公開、支援組織・行政とのネットワーク強化、相手国との協調、ハローワークなど行政とのネットワークが重要と指摘されている。

そこで、本研究ではこれまでの先行研究から指摘されている非正規労働者の一典型としての外国人労働者の労災・職業病支援のうち、特に、その労災・職業病リスク低減のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発のための基礎的資料の収集と整理を目的に研究を実施した。特に本年度は、協力研究者の助言を得て、(1) 文献等による労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例 (Sentinel case) の抽出と整理、(2) 現場で実効性のある対策を立案できる労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討、(3) 国際潮流を視野に入れた外国人労働者支援、小規模事業場における安全衛生活動の進め方に関する基礎的情報収集の 3 つの研究を実施し、2 年目に実施されるプログラム開発のための基礎的情報を整理した。

## B. 研究方法

本年度は (1) 文献等による労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例 (Sentinel case) の抽出と整理、(2) 現場で実効性のある対策を立案できる労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討、(3) 国際潮流を視野に入れた外国人労働者支援、小規模事業場における安全衛生活動の進め方に関する基礎的情報収集の 3 つの研究を企画した。

### 1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の警鐘的事例 (Sentinel case) の分析

#### 1.1 対象文献の抽出方法

労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例 (Sentinel case) の抽出と整理については、これまでの研究から外国人労働者支援を実施している NGO にその情報が多く集積していると考えられることから、過去 20 年にわたりその記録が集積している特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター (<http://www.toshc.org/>) の協力を要請した。当該機関が発行している月刊誌「東部労災職業病」「安全と健康」、および当該機関が参加する全国労働安全衛生センター連絡会議 (<http://www.jca.apc.org/joshrc/>) が発行する「安全センター情報」に掲載されている外国人労働者・非正規労働者に関連した記事を抽出し、警鐘的事例 (Sentinel case) を整理した。

#### 1.2 記事の抽出方法と分析

全国労働安全衛生センター連絡会議機関誌「安全センター情報」の初刊から現在まで発行されているものを分析対象とした。分析対象雑誌は 1990 年 11 月号から 2010 年 4 月号 (2010 年 2 月下旬発行) とした。また、特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターの機関紙「東部労災職業病 (1999 年までの名称)」「安全と健康 (2000 年からの名称)」も、初刊から現在までを分析対象とした。分析対象雑誌は 1988 年 3 月号から 2010 年 2・3 月合併号までとした。

上記の雑誌の記事のうち、そのタイトルや内容から外国人労働者に関連したもの、非正規労働者に関連したものを抽出した。記事抽出、およびリスト作成作業を特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターに依頼した。作成された記事リストおよびその内容について、分担研究者 (吉川) と協力研究者 (特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター事務局長飯田他スタッフ 1 名) で記事の内容について精査し、本研究目的に合致した文献となりうるかどうか検討し、労災・職業病の警鐘的事例 (Sentinel case) をそれぞれ抽出した。

本研究は 2009 年 10 月から 2010 年 3 月に実施した。

### 2. 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討

外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のための研修・トレーニングプログラムの実施にあたっては、中間支援者 (行政、NGO、医療機関、当事者団体等) がその実施母体となる可能性があることから、それらの中間支援者が実施可能なプログラムの研修要素を検討した。

労働組合による参加型職場改善トレーニング手法として POSITIVE (Participation-Oriented Safety

Improvements by Trade-Union Initiative)方式として知られ、アジア各国で広がっている。本手法は労働組合による労働安全衛生活動を促進するための実践重視の研修プログラムで、1994年に労働科学研究所の技術支援のもと国際労働財団(JILAF)によって開発されたものである。本研究ではPOSITIVE方式を用いた労働組合員向けの安全衛生トレーナーの育成セミナーの日本型モデルを開発し、外国人労働者・非正規労働者向けの研修を実施するための、参加型研修プログラムの要素について検討した。特に以下の点に留意した。

- 労働組合の研修事業として取り上げやすい2日研修として実施できるように、参加型研修プログラムを開発した
- 労働組合自身による職場改善提案を行いやすいように、労働組合担当者、産業保健の研究者、人間工学の研究者との総合討議により、研修領域を検討した
- 連合北海道の組合員を対象に、2日間研修を実施し、研修プログラムの妥当性、トレーナー養成効果を確かめた
- 本研修は、北海道勤労者安全衛生センター主催、連合北海道/国際労働財団/労働科学研究所の共催として「POSITIVE トレーナー育成セミナー」の名称とし、連合北海道会議室(札幌市)で開催した。2009年10月2～3日に研修は実施した。

### 3. 小規模事業場における安全衛生活動施策に関する調査

外国人労働者・非正規労働者が多く働いている小規模事業場における安全衛生施策を検討することは、外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発の基礎情報として重要である。そこで、2009年10月20～23日に、デンマーク王国ヘルシンオア市のLo-skolen(労働組合学校)で開催された。USE2009(Understanding Small Enterprises 2009: 小企業を理解する国際学会 2009)に出席し、わが国でのこれまでの研究や実務経験を報告し、本課題の解決のための小企業における安全衛生活動施策を策定する際に重視すべき点について整理した。

## C. 研究結果

### 1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の警鐘的事例(Sentinel cases)の分析

#### 1.1 全国版機関紙「安全センター情報」の分析結果

##### 1.1.1 記事総数と分類結果

全国労働安全衛生センター連絡会議機関誌「安全センター情報」の初刊から現在(1990年11月号から2010年4月号(2010年2月下旬発行))から外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病に関する記事は合計244件抽出された。添付資料1(表A-1)に外国人労働者の記事一覧表、添付資料2(表A-2)には、非正規労働者に関連した記事一覧表を示した。これらの記事はすべてファイリングした(労働科学研究所に保管)。これらの記事を分類した結果を表1に示した。

表1で集計した合計記事244件は、全国安全センター情報は、日本の26機関が参加する全国労働安全衛生センター連絡会議が発行する機関紙であり、収集された記事の地域は、関東、関西をはじめ、日本の各地域の情報が掲載されていた。244件の内訳は、外国人労働者に関連した記事は175件、非正規労働者に関連した記事は69件であった。これらの244件を分類すると以下の10項目「労働災害事例」「職業病事例」「訴訟事例」「労災隠し事例」「支援・ネットワーク活動」「国・行政の通達・法律」「統計・分析データ」「意見・提言」「国・行政との交渉の記録」「その他」に分類することができた。図1に集計結果をグラフ化したものを示した。

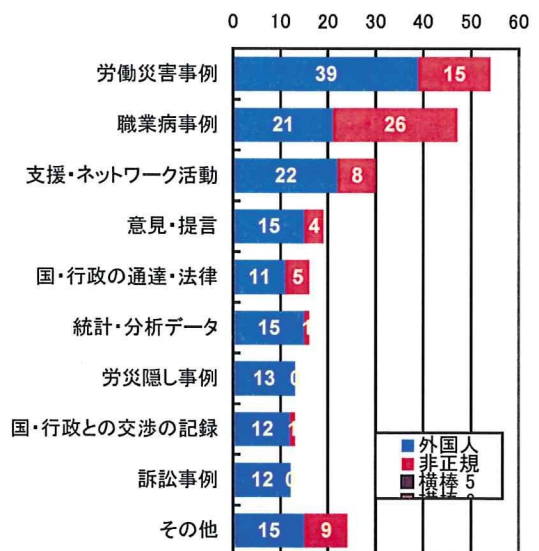


図1 全国安全センター情報に掲載された記事の分類結果(1990年11月号～2010年4月号)

### 1.1.2 外国人労働者に関連した記事

外国人労働者に関連した記事では「労働災害事例」が39件ともっとも多く、「支援・ネットワーク活動」22件、「職業病事例」21件と続いた。訴訟や労災隠しに関連した記事もそれぞれ12件、13件とあり、年代を通じてその記事の傾向に差がみられた。特に、年代別では1990～1994年年代に「意見・提言」が15件、「支援・ネットワーク活動」「国・行政の通達・法律」がそれぞれ11件あった。この時期に全国労働安全衛生センター連絡会議は「外国人労働者の労災白書」を作成しており、その掲載記事であった。また、1990年代後半には統計資料として外国人労働者の労働災害発生状況を掲載している。これは、厚生労働省の統計を整理したものだ。

それぞれの記事の内容で主だったものを以下にまとめた。

労働災害事例(39件)：鋳物工場の火傷で右目に障害(1990)、同僚の口論仲裁で負傷(1998)、中国人労働者の死亡災害(2001)、寄宿舎火災の労災保険適用(2004)、ペルー人労働者の肩捻挫(2007)、偽装請負職場の労働災害(2008)、日系ペルー労働者の金型挟まれ事故(2010)など

職業病事例(21件)：半年前の腰痛を業務上認定(バングラディッシュ人、1991)、梱包作業で両手首腱鞘炎認定(中国人、1993)、日系ペルー人の頸椎ヘルニア(1995)、イラン人労働者の腰痛労災(1998)、メッキ作業で接触性皮膚炎(1999)、外国人の職業性喘息認定(1999)、労災認定知らずに時効(2008)、頸椎症の業務外決定取り消し-日系ペルー労働者審査請求で-(2010)など

訴訟事例(12件)：モハメッド・イクバル右腕切断事件(1993)、左手全指切断の事故-フィリピン人労働者損害和解(1999)、硝酸曝露による肺機能障害の業務起因性を認めた事例(2000)、ペルー人労働者損害裁判和解-根元に派遣会社の労災かくし-(2001)、外国人労働者の心筋梗塞-つき100時間超残業で労災認定(2005)、外国人研修生の労働者性-津地裁四日市支部が認める判決(2009)など

労災隠し事例(13件)：私傷病報告書の虚偽報告-重大・悪質な労災隠し事件相次ぐ-(1992)、被災現場がわからない-韓国人労働者に悪質な労災隠し(1992)、病院をたらい回し-外国人労働者の労災隠し(1997)、再三の指導にも労災手続きせず-確信犯的な「労災かくし」(1999)、偽装「派遣」で「労災隠し」-南米労働者の労災事故(2005)、認定する前から打ち切りのお話-中国人青年の腰痛の事例(2006)など

支援・ネットワーク活動(22件)：外国人労働者弁護団結成される(1991)、在日外国人の医療問題を考え

る(1991)、みなとまち互助会発足へ(1991)、外国人労働者問題にも学生の関心(1993)、地域にでかける健診活動-外国人健康互助会の新たな展開(1999)、宅急便倉庫で働く日系人組織化-労災申請や安全衛生学習会に協力(2007)ほか

国・行政の通達・法律関連(11件)：外国語で記載されていても受け付ける-「外国人労働者の労災問題」で労働省交渉(1991)、外国人死亡災害23件の行方-労災請求済14件・遺族不明5件、全国安全センターの労働省交渉(2000～2009等)など

統計・分析データ(15件)：【統計資料】「不法就労」外国人に対する災害補償の状況(1993～2002)、研修生等の志望が過去最多-外国人研修生・技能実習生(2009)など

意見・提言(15件)：外国人労働者の労災白書(1991-1992)、

国・行政との交渉の記録(12件)：移住連が関係省庁と交渉-労災問題も含め多様な課題取り上げ(2010)など

その他(15件)：【図書案内】外国人労働者と労働災害-その現状と実務Q&A(1991)、日系ブラジル人の出稼ぎ-日本に渡ったブラジル人(1994)、【判決】外国人国保裁判・東京地裁判決前文(1998)など

### 1.1.3 非正規労働者に関連した記事

非正規労働者に関連した記事は、「職業病事例」26件がもっとも多く、次に「労働災害事例」15件、「支援ネットワーク活動」8件と続いた。非正規労働者と定義された記事において訴訟・労災隠しに関連した記事の掲載はなかった。それぞれの記事の内容で主だったものを以下にまとめた。

労働災害事例(15件)：急増する“シルバー労災”-「雇用関係でない」と労災保険受けられず(1992)、パイプ補修工事で重大災害-建設労組が被災者救済活動(1994)、大手商社の「業務委託契約」-労働者性認め通勤災害認定(2000)、シルバー人材センター労災逆転判決(2010)など

職業病事例(26件)：ポス式レジでの頸肩腕認定-スーパーマーケットの女性労働者(1991)、手根幹症候群の労災認定-そば屋勤務の女性労働者(1992)、3年6ヶ月無休で倒れた警備員(1998)、出稼ぎ先雪の中で死亡-小谷村河川災害復旧工事現場(2000)、建設下請け労働者の過労死-現場転々-誰が健康を守るのか?(2003)、締め切りに追われる翻訳業-派遣社員の頸肩腕障害認定(2003)、160時間超す残業で脳出血-契約社員運転手の労災(2005)、特集/派遣労働者の安全と健康(2009)など

支援・ネットワーク活動(8件)：そこには解雇と人

権侵害が渦巻いていた-派遣トラブルホットライン 6.3-7の報告(1991)、まだまだの有機溶剤対策-定時高校生などからの相談(1996)、定時高校生に講義-「健康と労働を考える」テーマに(2005)ほか  
国・行政の通達・法律関連(5件)：パート労災防止ガイドライン-中災防パンフでは精神主義(1994)、  
**【報告】脱格差と活力をもたらす労働市場へ～労働法制の抜本的見直しを～(2007)**、**【通達】派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について** 第4外国人の派遣労働者に係る事項(2009)など  
統計・分析データ(1件)：**【統計資料】派遣労働者の労働災害の発生状況(2008)**など  
意見・提言(4件)：派遣労働者の権利侵害をなくす法規制、ルール作りを(1991)、解説/施行6年目を迎えた労働者派遣事業(1991)、製造業、偽装請負の現状-破壊される雇用と安全(2004)、増加する労働災害防止は派遣労働者の緊急の課題-総選挙後の対策の進展に期待(2009)など  
国・行政との交渉の記録(1件)：特集/全国安全センターの厚生労働省交渉 3. 派遣労働者の労災防止(2009)  
その他(9件)：高齢化、高血圧管理、居住条件改善-出稼先と地元を結ぶ医療ネットワーク(1993)、出稼ぎ者の健康意識調査-健診時に結果報告と注意喚起(1998)など

## 1.2 関東地域の版機関紙「安全センター情報」の分析結果

特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターの機関紙「東部労災職業病(1999年までの名称)」「安全と健康(2000年からの名称)」の初刊から現在(1988年3月号から2010年2/3合併月号)から外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病に関する記事は合計159件抽出された。添付資料3(表A-3)に外国人労働者の労災・職業病等に関連した記事一覧表、添付資料4(表A-4)には非正規労働者の記事一覧表を示した。これらの記事はすべてファイリングした(労働科学研究所に保管)。これらの記事を分類した結果を表2に示した。

表2で集計した合計記事159件を掲載している「東部労災職業病・安全と健康」は、対象としている地域が関東であり、159件の内訳は、外国人労働者に関連した記事は113件、非正規労働者に関連した記事は46件であった。これらの159件を、表1の分類結果にあてはめて分類した。図2に集計結果をグラフ化したものを示した。

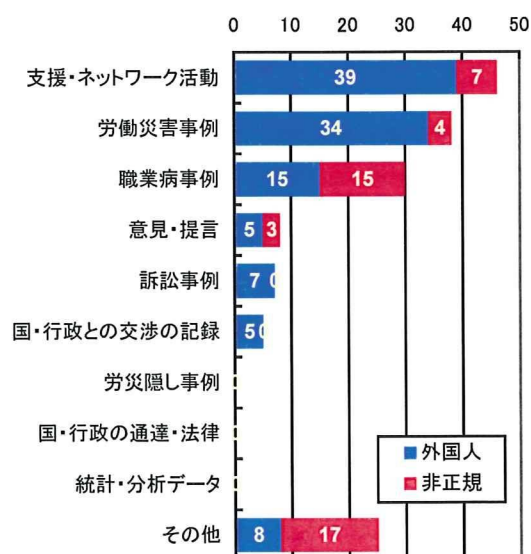


図2 東部労災職業病・安全と健康に掲載された159件の記事の分類結果(1988年3月号～2010年2・3月合併号)

「支援・ネットワーク活動」46件と最も多く、「労働災害事例」38件、「職業病事例」30件、「意見・提言」8件、「訴訟事例」7件、「国・行政との交渉の記録」5件、その他25件であった。

## 1.3 警鐘的事例

表1、2をあわせて、外国人労働者288件、非正規労働者115件の記事が確認された。これらの記事を整理して、外国人労働者および非正規労働の事例を複数の研究者・実務者による討議により、教育プログラム開発に有用な警鐘的事例(Sentinel cases)として外国人労働者は13事例、非正規労働者は9事例を抽出した。外国人労働者の警鐘的事例を表3、非正規労働者の警鐘的事例を表4に示した。

### 1.3.1 外国人労働者の警鐘的事例

外国人労働者の警鐘的事例として以下の13事例を抽出した。

事例1：死傷病報告書の偽造報告-重大・悪質な労災隠し事件相次ぐ(1992年3月号、165号)

寿町のドヤに居住する滞日韓国人の相談を月2回実施。圧倒的に多い労災相談。仕事は港湾、建築、製造の作業。指や腕の切断、墜落、骨折、打撲による負傷。労災相談42件のうち32件は労災請求せず、死傷病報告書未提出。労災請求10件の

うち 8 件が日本名。建設現場で被災しても、仕事発注元や元請に知られるのを恐れ労災事故現場を捏造し、虚偽報告するケース。労災隠しは氷山の一角であり徹底した追及が必要。

事例 2：被災現場がわからない。韓国人労働者に悪質な労災隠し (1992 年 7 月号、169 号)

韓国人労働者が高速道路の塗装作業で 2 メートルの高さから転落し、腰の骨を骨折。孫請け、親方が労基署に調査に非協力。被災現場を特定するまでに数カ月かかった。

事例 3：初の外国人職業病認定—イラン人女性の頸腕障害 (1994 年 12 月号、198 号)

イラン人女性が婦人服縫製会社でアイロンプレス作業で頸腕障害を発症。会社は労災未加入。言葉が通じず経営者を見真似して作業をしていた。

事例 4：日系ペルー人の頸椎ヘルニア (1995 年 4 月号、204 号)

自動車部品工場働く日系ペルー 2 世の男性 (派遣労働者) が、頸椎椎間板を発症。錆止めのラインで塗装する部品をハンガーに掛ける作業をしていた。2 分 30 秒で 48 個のノルマがあり、10 時間労働。扱う部品の量は 1 日 1 万個、8.5 トンに及んだ。日系人のみ残業を強要されていた。労災認定されたことでライン作業は軽減された。

事例 5：「違法派遣」が法違反の温床—ラテン系外国人からの相談が増加 (1996 年 7 月号、220 号)

ラテン系労働者は多くが派遣業者から「派遣」されて働いているが、職安法違反の違法派遣状態である。相談のほとんどが労災隠しが絡んでいる。労災補償だけでなく事業主に対して損害賠償請求を行うケースも徐々に増えている。事業主の誠意のなさや外国人労働者にかかわる安全衛生違反状態を追及することは意義あることと言える。

事例 6：シャーリング作業で頸椎症—中国人労働者の職業病認定 (2001 年 7 月号、277 号)

都内のシャーリング工場で 1 年間仕事を続けていた中国人男性が、頸椎症を発症して労災認定を受けた。機械の作業台に 40 キロ相当の重量のある鉄板をのせ同じ高さに保ち前傾姿勢で端を支えながら切断するため、首、肩、腕への負担があった。

事例 7：イラン人労働者の腰痛認定—劣悪な環境に

4 年間勤務 (2001 年 10 月号、280 号)

イラン人の男性が都内墨田区のアルマイト・メッキ工場で 4 年間働き、腰椎椎間板ヘルニアを発症。仕事を休業せざるを得なくなった。木造 2 階建ての民家に狭い工場があり、経営者と被災者二人で作業した。現場はほぼ被災者に任されており、品物を吊るした治具を両手で把持して薬品槽や水槽に浸けて回る作業を中腰、前傾姿勢続けたため腰痛を発症した。零細事業所は労災未加入だった。経営者を説得し労災適用させ認定を受けた。

事例 8：リハビリ就労から完全復帰—腰痛労災認定のイラン人男性 (2002 年 7 月号、288 号)

280 号のイラン人男性が労災認定を受けて腰痛の治療とリハビリに専念し、約 1 年半の休業後に元のメッキ会社に復職した。

事例 9：寄宿舎火災の労災保険適用—外国人労働者の申請事例 (2004 年 1, 2 月号、305 号)

会社の元工場 2 階で火災が発生し、就寝中のタイ人労働者が熱傷を負った。社長から入社する際に他のタイ人と一緒に元工場の 2 階で起居するよう言われたため、そこで生活するようになった。労基法上の寄宿舎には当たらなかったが、会社側の外国人労働者に対する人権意識や配慮のなさ故のことであり、労災として認められるべきである。

事例 10：外国人労働者の心筋梗塞—月 100 時間超残業で労災認定 (2005 年 7 月号、320 号)

バングラデシュ人の男性が土木作業中に心筋梗塞を起こし、救急搬送された。会社が協力せず、労働時間の確かな記録もなかったが、長時間労働に従事したという本人の申し立てが認められ 1 年 4 カ月かかって労災と認定された。

事例 11：ペルー人の肩捻挫—「労災は使ったことがない」という会社 (2007 年 7 月号、340 号)

日系ペルー人の男性が宅急便会社の倉庫で、深夜荷物を仕分けする作業を続けるなかで、コンベア上に流れる荷物紐に手を引っ張られて左肩を痛めた。肩関節捻挫と診断され、労災申請を派遣会社に要請したが「うちは労災はつかったことがないと」拒絶された。

事例 12：ウガンダ人女性の労災事件—プレス機械負傷事故からの 1 年 (2007 年 10 月号、343 号)

都内の皮革加工工場に働いていたウガンダ人女性

が、プレス機のコントローラの安全装置が外れ左前腕を押しつぶされた。労災は認定されたが、労基署からは是正勧告を受けた事業主がセンターの支援によって工場内で安全衛生トレーニングを実施した。英語版チェックリストで構内を巡視し、改善提案を行った。安全ポスターの作成、就業中の携帯電話の使用制限などの改善策を実施することになった。

事例13：労働保険審査会 外国人研修生の労働者性認めず (2008年7月号、351号)

インドネシア人男性が鍛造製品の製造会社に研修中、安全装置がないプレスで左人差指を切断した。支援者の協力を得て労災申請したが、労基署は外国人研修生の労働者性を認めず業務外とした。審査請求も棄却され、再審査請求も、労働保険審査会は研修生の労働者性を認めず棄却した。

### 1.3.2 非正規労働者の警鐘的事例

非正規労働者の警鐘的事例として以下の13事例を抽出した。

事例1：裁決書シルバー人材センターの労災認定—会社責任者の指揮監督下の時間給労働 (1996年8月号、221号)

高齢者事業団の会員が就労先の梱包会社でコンビテナー組立作業中、らっくに積まれていた表扉の組立作業中に、表扉に押し倒され頭部を負傷し死亡した。労災は労働者性が否定されて認定されなかったが、労働保険審査会は労働者性を認めて労災と認定した。

事例2：締め切りに追われる翻訳業務—派遣社員の頸肩腕障害認定 (2003年5月号、297号)

広告業の会社に派遣された女性労働者が、勤務開始後6か月で頸肩腕障害を発症した。企画書や契約書をパソコンを使って翻訳しながら入力する業務を行った。翻訳しながらの入力業務は集中力を要した。入3~4か月で業務量が増えた。労災に認定された。

事例3：160時間超す残業で脳出血—契約社員運転手の労災 (2005年9、10月号、322号)

都内の運送会社で4トントラックの運転手をしてきた男性が集荷先で脳出血を発症し救急搬送された。午前中はデパートへの配送を行い、午後一旦帰社して30程度の昼食休憩をとったあと、午後の

契約先の倉庫で商品の梱包発送作業に従事したあと、午後5時過ぎから再びトラックに乗務し集荷に回り、午後8時から11時に会社戻るという業務を続けていた。発症前1か月間の残業が166時間、前6か月間の平均が127時間にのぼった。会社は契約社員の被災者を社会保険にも入れず、定期健康診断も実施していなかった。

事例4：派遣社員の有機溶剤—インキ会社研究所でDMSOばく露 (2007年9、10月号、322号)

大手人材派遣会社からインキ会社の研究所に派遣され、化学分析業務に従事していた女性派遣労働者が、DMSO (ジメチルスルホキシド) にばく露し、頭痛、吐き気、口内や目の異常で仕事ができなくなった。化学物質過敏症と診断されていたが、労災申請し業務上と認定された。インキ会社も派遣会社も「害はない」「症状は精神的なもの」といつて労災には一切協力しなかった。

事例5：過重労働による筋骨格系障害—パート「店長」として責任だけ自由なし (2007年7月号、335号)

腰痛、大手弁当チェーン店を運営する会社が新規オープンした店舗で、パートタイマーとして調理業務に従事していた女性が作業関連筋骨格系障害 (頸腕、腰痛、下肢痛) を発症し労災認定された。被災者は「店長」として調理、レジ、他のパートやアルバイトのシフト管理などの業務を行った。24時間営業のため午前9時から午後10時、さらには午前6時~9時の早朝勤務に週2日の午後10時~翌朝6時までの深夜勤務もやらざるを得なかった。

事例6：月150時間超残業で脳出血—空調設備工事専門の派遣労働者 (2008年5月号、349号)

空調設備工事の専門職として大手派遣会社からホテルの工事現場に派遣されていた男性労働者が脳出血を発症した。労災認定され障害等級2級となった。

事例7：特集/派遣労働者の安全と健康—終わりの見えない作業—WebデザイナーのAさんの場合 (2009年4月号、359号)

ウェブデザイナーの男性労働者は、ホームページを作成管理するIT開発チームに派遣され、マーケティング、商品開発などの部署からの新頁の作成や既存画面の更新などを担当。仕事の依頼は飛

び込み、滑り込みで来て終わりの見えない日々が続いた。体調が悪化したため派遣先の社員に「作業ペースを落とさせてほしい」と頼んでも拒否され、派遣元の営業は「病院に行ってよく眠って下さい」と言うばかりだった。頸肩腕障害と診断され労災認定を受けた。派遣労働者をケアする制度が全然できていない。

事例 8：特集／派遣労働者の安全と健康－深夜勤で働き続けて－荷捌き労働の日系ペルー B さん、C さんの場合 (2009 号 4 月号、359 号)

日系ペルー人の男性労働者二人は、長年、大手宅急便配送センターの夜間の荷捌き作業に従事し、作業関連筋骨格系障害を発症。午後 7 時から翌朝の午前 7 時までの 12 時間拘束の仕事で、昼間集荷された荷物がコンベアに流れてくるなかで、ひたすら荷捌きをする作業を行っていた。体がきつくなり仕事に出られなくなると解雇された。二人とも労災認定された。

事例 9：業務委託の美容師の過労疾患－出勤途中で心停止、労災請求 (2009 年 12 月号、367 号)

店長として美容院に努める労働者が、出勤途中で心停止を起こし救急搬送された。当該労働者は店長として勤務し、委託業務契約を会社と交わしていた。美容師として働くほか、見習いスタッフの研修、社員技術研修の指導などの業務に従事していた。会社は業務委託を理由に労働保険、社会保険には加入させていなかった。労災申請を検討中。

## 2. 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討結果

### 2.1 研修プログラムの開発結果

2009年10月2～3日の1.5日の労災・職業病予防の研修プログラム(POSITIVE研修)は図3に示すように構成した。研修の骨子は、1)チェックリスト実習で実際の現場に訪問する、2)4領域の改善手法の学びとグループ討議、3)訪問職場への改善提案、4)行動計画の策定と研修の評価のステップとした。

#### 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラム日程(POSITIVE研修の日程)



図3 労災・職業病予防の研修プログラム(POSITIVE研修)の日程案

改善領域については、これまでの産業安全保健分野における研究経過から、労災・職業病予防を広くカバーできる領域をととして4つの改善視点を整理した。それらは、1)物品の運搬と保管、2)ワークステーションと機械の安全、3)作業場環境と環境保護、4)作業編成とストレス対策、とした(図4)。

#### 改善領域の整理

- 主要な作業関連リスクをカバーする
- すぐ提案できる改善アクションに力点をおく
- 現地の良好事例から実施可能なアクションを学ぶ



図4 4つの改善技術領域の整理結果

これらの4領域の各改善領域は、主要な作業関連リスクをカバーする、すぐ提案できる改善アクションに力点をおく、現地の良好事例から実施可能なアクションを学ぶ点を考え、表5に4改善領域17項目のチェックポイントを開発した。また、研修を通じ

て最終的に発表された改善提案を表6に整理した。

表5 労災・職業病予防のための4改善領域17項目のチェックポイント

#### <物の運搬と移動>

- 1) 安全な通路を確保します。
- 2) 資材や道具の置き場所、置き方を安全で効率的にします。
- 3) 運搬と移動は少なく、短く、安全にします。
- 4) 重いものを運ぶのは出来るだけ少なく効率的にします。

#### <ワークステーションと機械の安全>

- 5) 工具や材料は作業者の近くに置きます。
- 6) 作業はひじの高さで行います。
- 7) 手や足が常に安全なように防護します。
- 8) 表示や操作盤は分かりやすくします。

#### <有害作業環境の改善>

- 9) 良い照明を使います。
- 10) 熱さと寒さから作業者を守ります。
- 11) 騒音がコミュニケーション、安全を妨げないことを確かめます。
- 12) 粉じん、化学物質など有害物質から作業者を守ります。

#### <チーム作業とメンタルヘルス>

- 13) 作業分担を見直してよいチーム作業にします。
- 14) 勤務時間制の改善と残業管理で過労を防ぎます。
- 15) 掲示やミーティングで情報を共有します。
- 16) トイレや休憩室など福利施設を整えます。
- 17) 職場内の相互支援をすすめます。

図5には労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムの実施の様子を示した。

#### 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムの実施の様子



図5 労災・職業病予防の研修・トレーニングプロ



グラムの実施の様子

表6 グループ討議の結果、提案された良好事例と改善事例

	良好点	改善点
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定置管理</li> <li>■ 福利厚生</li> <li>■ 作業手順など「見える化」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防音対策</li> <li>■ 腰痛対策、事故対策</li> <li>■ 業務偏り解消</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福利厚生の充実</li> <li>■ 定置管理</li> <li>■ 照明（作業場）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 腰痛対策（立ち作業、上下作業など）</li> <li>■ 換気対策</li> <li>■ メンタルヘルス対策</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定置管理</li> <li>■ キャスター</li> <li>■ 福利厚生施設の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上下移動のへの腰痛、偏り対策</li> <li>■ 立ち作業への対策不足</li> <li>■ チルド室作業の安全確保</li> </ul>

### 3. 小規模事業場における安全衛生活動施策に関する調査結果

#### 3.1 学会概要

USE2009 (Understanding Small Enterprises 2009 : 小規模事業場を理解する国際学会 2009) が、2009 年 10 月 20~23 日に、デンマーク王国ヘルシンオア市の Lo-skolen (労働組合学校) で開催された。本会議は中小企業における労働条件とビジネス開発を研究者と実践者として討議する第 1 回目の国際会議として企画された。国際産業保健学会 (ICOH) と国際人間工学会 (IEA)、欧州における CSR 関連の最大組織である European Academy of Business in Society (EABIS: 社会の中の企業に関する欧州アカデミー (筆者訳) の共催として行われた。大会長はデンマーク国立労働環境研究センターの Peter Hasle 氏が努め、本会議の企画には北欧諸国 (デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド) と欧州 (EU) が中心となって、北米、日本からも企画委員が参加している。

大会のテーマは「a healthy working life in a healthy business (健康的な企業経営における健康的な労働生活)」。世界 28 カ国から約 150 名が参加した。参加者の 3 分の 1 が地元デンマークからで、スウェーデン / フィンランド / 英国 / ニュージーランド / 日本が各 7 名、カナダ / 韓国が各 6 名、ドイツ / オランダが各 5 名、フランス 4 名、ポーランド / ノルウェーが各 3 名、ほか 2 名以下の米国、スペイン、アイルランド、スイス、ポルトガルなどに加え、中進国 / 開発途上国からはブラジル、アルジェリア、キプロス、チェコ、ケニア、ウガンダ、ネパールなどからの参加があった。



図6 学会会場 (Lo-skolen (労働組合学校) の会議場) の様子

#### 3.2 学会セッション概要

3 日間の会議は 7 つのキーノート講演 (全体会議)、7 つのテーマに分かれたワークショップ (3 つのセッ

ションの同時進行) という構成で行われた。ワークショップの一部はさらに 3 つほどに分かれて討議が行われたセッションもあった。主なキーノート講演は「リスクアセスメントの実施における中小企業の最良支援 (Jukka Takala、欧州安全衛生庁)」「小規模事業場の解決すべきこと-研究と日々の生活のなかで- (Peter Hasle、デンマーク)」「企業倫理と小規模事業場 (Laura Spence、英国)」「中小企業とインフォーマル経済における労働産業安全保健を改善する参加型アプローチ (Toru Itani、ILO)」等であり、小規模事業場が抱える企業経営のあり方と安全保健の視点から、研究者、中小企業コンサルタント、安全衛生担当実務者、労働組合、国際機関や行政担当者などそれぞれの立場から発表が行われた。



図7 大会長:デンマーク国立労働環境研究センターの Peter Hasle 氏

#### 3.3 ワークショップのテーマと内容

ワークショップのテーマ例を表 1 に示した。各ワークショップとも十分な討議時間があり、北欧における中小企業文化を中心とした話題に欧州やアジアなどからの報告が重なり豊かな意見交換の場となった。参加者は安全衛生の専門家だけでなく、社会心理学、経営学、労働組合活動家など多層の専門家構成されていて、小規模事業場はいかに労働者や社会にとって魅力的なものであるかが討議された。雇用継続や労働環境などに制約があるのは当然であるが、その制約を乗り越えるよさが小規模事業にはあるという発表が多いのは印象的であった。

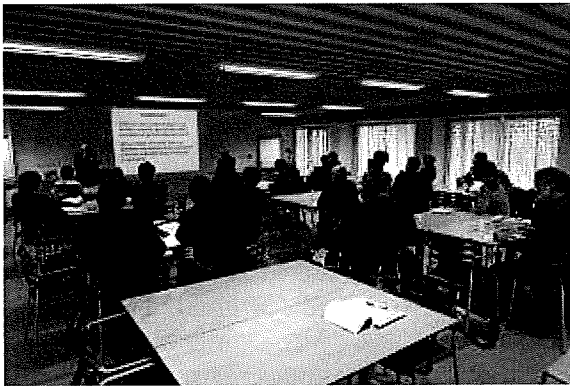


図8 ワークショップの様子

表8 ワークショップのテーマ例

- 企業の社会的責任(CSR)
- 実践者の経験
- 参加型アプローチによる産業安全保健改善
- 産業安全保健マネジメント導入における仲介者 (Intermediaries) の役割
- 小規模事業場における化学物質曝露の予防と評価
- 災害防止と安全プロモーション
- 産業保健の法律・規制と介入
- 公式・非公式アプローチのバランス
- オーナー経営者と家族的経営
- 中小企業文化とリーダーシップ、など

### 3.4 アジアからの報告

日本から7演題、韓国から6演題が報告された。「参加型アプローチによる産業安全保健改善」のセッションで、榎原ら(名市大)は人間工学グッドプラクティスデータベースを用いた職場改善プログラムの実践事例を報告し、吉川ら(労研)は「製本事業場」「歯科診療所」「美容院・理容院」における職場改善における産業保健専門職の役割について報告した。三橋ら(ひまわり診療所)は、介護施設における参加型職場改善に報告し欧州の研究者・実務者らと交流が行われた。韓国からは中小事業場を対象に広がっている集団産業保健サービスにおけるPAOT (Participation Action-Oriented Training) プログラムの実践事例や、産業看護職が取り組む産業安全保健に関する小規模事業場支援の取り組みなど報告された。アジアで広がっている労働者主体の職場改善手法は欧州からも注目を浴びている。

### 3.5 印象に残った演題

発表のなかで印象に残った演題のうち、以下の2

演題は小企業における外国人労働者・非正規労働者の安全衛生対策を検討するうえで重要と考えられるため、記録した。

#### 1) 英国NHSのプライマリヘルスケアにおける産業保健サービスの役割(英国)

英国のHarling氏(HNS Plus:国立健康サービス機関)は、英国では1948年にスタートしたNHSのプライマリヘルスケアサービスには産業保健サービスに含まれておらず、2002年に実施した調査で英国の中小企業がほとんど産業保健サービスを受けていないことが明らかになったことは、驚くに値せず、政策による当然の結果だと報告した。研究では、低収入・単純労働といった労働条件になりやすい中小企業では、労働者の健康格差に重大な影響を及ぼしていることが明らかで、産業保健への介入は個人の健康と社会の双方に利益があることが科学的に証明されており、NHSの保健サービスに基本的な産業保健サービスの普及をより強化する方向で検討していると報告した。英国は世界で最も死亡災害の率が低い国である。その英国でプライマリヘルスケアサービスにおける産業保健強化の方針が議論されている点は興味深く感じられた。

#### 2) 小企業に雇用される移民労働者への産業安全保健導入戦略(カナダ)

カナダのGravel氏(ケベック大学)は「小企業に雇用される移民労働者への産業安全保健導入戦略」を報告した。Gravel氏はモントリオール市で25%以上の移民労働者を雇用している50人以下の規模の20企業と、移民労働者を雇用していない企業10社を比較する質的研究により3つの異なる差異を見出した。それらは、1)経営者が移民労働者の安全と健康の議論に対する態度の相違、2)利用可能な安全保健に関する予防技術を労働者と雇用者が持っているか否か、3)産業安全保健技術の導入における外部専門家・外部実務者の助言において、大きな差異が認められた。移民労働者を雇用している企業の一般的傾向は、①労働災害に対しては非常に誠意をもって対応するが、予防努力は無視しがちである、②安全衛生委員会はほとんどの企業で設置していない、③移民労働者は、安全衛生委員会のメンバーに任命されたとしても、労働者と経営者が共に同じテーブルに着くという民主的な話し合いの場に慣れておらず、またそのような場面を避けようとする傾向にある、と指摘した。日本でも今後移民労働者の増加が予想され、安全保健の課題が今後も注目されると考えられ、カナダの調査結果は参考になる興味深い結果と感じた。

## D. 考察

### 1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の記事と警鐘的事例 (Sentinel events) の考察

#### 1.1 外国人労働者の警鐘的事例からみえる課題

表1と表2で指摘整理された事例から、わが国で過去20年間に発生している非正規労働者を含む外国人労働者の労災・職業病に関する主な事例が整理された。外国人労働者では、1) 明らかとなった事例はオーバーステイ中の事例が多い、2) 男性の事例が多い、3) 南アジアからの出稼ぎ労働者の事例が多い(90年代)、4) 製造業、特にプレス関連の災害の事例・四肢切断の事例が多い(90年代)、5) 労災申請関係の相談が多い、6) 中小事業場での災害、7) 腰痛・うつ状態など、作業関連疾患も増加傾向にある、などが指摘できる。久永は2007年に、「日本・韓国・マレーシア・フィリピンで起きていること」として、出稼ぎ・移住労働者の労働安全衛生に関して移住労働者特有の健康障害の発生のメカニズムがあると指摘している(久永、2007)。久永が取り上げた事例は、(1) 受入国での労働状況として、マレーシアの建設業、鶏肉加工冷凍庫、(2) 送出国での労働者養成状況として、フィリピンにおける介護士養成校の状況、(3) 健康障害事例として、韓国における鉛中毒、トリクロロエチレン重症皮膚粘膜肝障害(フィリピン人)、n-ヘキサン中毒(タイ人)、マレーシアにおけるダム湖底の木材潜水伐採による減圧症(タイ人)などであるが、これらの事例は、あらゆる健康障害が移住労働者におき、また、労働者が立場的に弱い場合に、より顕在化している印象である。

また、警鐘的事例の分析から、切断事例では安全教育・安全指示の不足、コミュニケーション不足、外国人・非正規労働者への差別の存在、日本人と外国人とで対応が異なる制度運用上のダブルスタンダードの存在が推測された。これらは外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防研修を実施する際に、重要な教育的事例である。

一方、今回の事例では、わが国で発生している事例からその特徴を整理したが、実は送り出し国と、受け入れ国との課題も指摘できる。たとえば送出国と受入国との政府間協定の必要性などである。韓国では、フィリピンから韓国にゆく製造業・建設業・農業労働者の場合、韓国語試験とフィリピン労働安全衛生センターにおける安全衛生教育が義務付けられ、2004-06年に3万人が本制度の適用を受けている(久永2007)。出稼ぎ・移住労働者の安全衛生は、多数の国に関わる課題であり、日本の課題として国

際協力、労働者の実状把握、安全衛生対策の充実、日本語習得支援等が重要と考えられる。多くの日系人がわが国で就労しているが、たとえばブラジル・ペルーから来日する場合の事前教育制度、技能研修生制度の制度におけるプログラム活用も検討できよう。

#### 1.2 非正規労働者の警鐘的事例からみえる課題

表3と表4で示した警鐘的事例からは事例の特徴として以下の点が指摘できる。非正規労働者では、1) 労働者性についての雇用側の認識不足等により労災の問題となった事例、2) 美容師、運転手、製造業、翻訳業務、システムエンジニア等などあらゆる業種で発生する可能性のあること、3) 長時間労働に関連した脳・心血管系の健康障害、4) 頸肩腕などの筋骨格系障害のケース、5) 業務委託・請負など労働の商品化ともいえる労働の細分化が行われている現場で発生している深刻な事例などが、労災・職業病予防にとって重要な事例と整理された。

### 2. 北海道における参加型トレーニングの試行結果

2日間にわたる研修の結果、労働組合による参加型職場改善研修のプログラムが実施可能であると確かめられた。外国人労働者・非正規労働者は労働組合にとって、その労災・職業病は対策は優先度の高い位置としてあげられている。その労働組合が実施可能なトレーニングプログラムではそこに外国人労働者・非正規労働者を対象とすることが可能となる。

また、今回の試行結果から、4領域は作業関連リスクに対する改善提案を行う上で、取り上げた適切だったと考えられた。一方で、外国人労働者・非正規労働者特有の課題も考えられる。たとえば、外国人労働者ではコミュニケーションの改善や、言語の問題など、非正規労働者では雇用の安定や就労継続のポイント、労働契約の結び方などである。今後の視点として検討が可能である。

良好事例と改善事例とを同時に討議する上で、17チェックポイントに絞った研修で効果的な改善提案に結びついたと考えられた。この研修方式を職場特性に合わせて実施し、検証してゆくことが必要である。2010年12月に、北海道で同様の研修が企画されており、その場面で外国人労働者・非正規労働者を含めた労働条件・職場環境改善に活用できる視点を整理する必要がある。

### 3. 欧州における小企業における労働安全衛生施策から学ぶもの

今回の会議における多層の議論を通じ、小規模事